# SIMVR販売規約(法人のお客様)

SIMVRをご購入いただくお客様とWIZAPPLY株式会社(以下「売主」とします)との関係の基盤として、お客様とのすべての取引は、日本国の民法および商取引関連法令を前提として本規約の各規定が適用されるものとします。お客様は、「製品」または「サービス」を売主に発注することにより、本規約を承諾し、本規約が適用されることに同意したものとみなされます。

## 1 定義

- 1.1 「製品」とは、本規約に従い売主がお客様に提供する売主あるいは第三者のハードウェア製品もしくはソフトウェア製品をいいます。 ハードウェア製品には、筐体のほか、各種オプションや各種アクセサリーが含まれます。ソフトウェア製品には、コンピュータ・ソフトウェア・ プログラム(プリロードされているか別に提供されるかに関係なく)およびドキュメントなどの関連するライセンス許諾対象物が含まれます。
- 1.2 「サービス」とは、作業の実施、アドバイスの提供、支援、あるいは、売主がお客様に提供するリソースへのアクセス (例えば、情報データベースへのアクセスなど)を意味します。

#### 2 契約の成立、支払い

2.1 お客様が本規約に同意したうえでご発注いただいた「製品」または「サービス」の売買契約は、第2.2 項各号に定める時点をもって、お客様と売主との間に成立します。

ただし、当サイトやパンフレットに記載された製品・サービスの価格、仕様等の表示に、表示上、作業上その他の理由による客観的に明白な 誤りや記述漏れがあった場合、売主がご発注のキャンセルの必要を認めた場合、売主がお客様のご発注に対して受注の意思表示を行っ たとしてもお客様のご発注をキャンセルさせていただく場合がありますので、予めご了承ください。

- 2.2 お客様は、売主が提供するお支払方法(銀行振込)で、売主の案内に従って「製品」または「サービス」の代金(消費税を含む)を支払 うものとします。両当事者により明示的に合意された場合を除き、価格割引、供給数量コミットメント、プロモーションは一切適用されません。
- 2.3 ご発注いただいたすべての「製品」および「サービス」は、第 2.2 項に定める契約成立日(以下「ご決済日」とします)起算で生産・出荷への工程に入ります。
- 2.4 お客様の業務内容や会社情報、製品の利用目的によっては、売主がご発注をキャンセルさせていただく場合があります。

## 3 出荷情報および納品日

発注前および発注に売主が提示する「出荷情報」および「納品日」は、その時点での在庫状況等から予測される出荷およびお届け予定時期であり、この時期に必ず出荷および納品することを売主が約束するものではありません。注文状況、使用部材の供給状況、製造工程上の都合等により時期が遅れる場合があります。予めご了承ください。

#### 4 返品

- 4.1 完全受注生産の製品のため、ご発注後のお客様の都合によるキャンセルまたは返品はできません。売主が認知した製品の欠陥が発見された場合に置いては、その限りではありません。なお、この場合は第4.2項の規定が準用されます。
- 4.2 前項の規定にもかかわらず、以下に該当する場合は売主は返品に応じません。修理及び交換は保守サポートの適用期間内で可能です。
- (1) お客様が使用済の製品
- (2) お客様の責任により、損傷や破損が生じた製品
- (3) ハードウェア製品に初期導入または同梱出荷されているソフトウェア製品のみの返品
- (4) 開封済みのソフトウェア製品
- (5) 消耗品
- (6) 新装整備品の本体や付属アクセサリー類の傷や汚れを理由とした返品
- (7) 一度でも分解した製品

#### 5 所有権および危険負担

- 5.1 ハードウェア「製品」が出荷された時点をもって、売主からお客様にハードウェア「製品」の所有権が移転します。ソフトウェア「製品」の 所有権は移転しません。
- 5.2 ハードウェア「製品」が出荷された時点をもって売主からお客様に危険負担が移転します。但し、売主は、当該出荷からお客様が発注 書にて指定した納入場所までの期間の滅失毀損の危険につき、お客様のために保険を契約してその保険料金を負担します。お客様は、 上記期間の滅失毀損については、いかなる場合にもハードウェア「製品」の引渡し日を含めて 14 日以内に売主にその事実を電話または 電子メールにて通知し、売主所定の手続きに従っていただくものとします。

#### 6 保証

- 6.1 売主のハードウェア「製品」は、各ハードウェア「製品」の保守サービス「SIMVR SUPPRT」に基づき有効な期間は保証されています。
- 6.2 別途の両当事者間の合意がある場合を除き、すべてのソフトウェア、サービス、サポート、またすべての他社の製品ならびにサービスは、日本国の法律上許される限りにおいて「現状有姿(AS IS)」のままで提供され、いかなる保証も適用されないものとします。しかしながら、売主は、ソフトウェア・ライセンス契約書において規定されている場合は、売主のソフトウェアにつき保証を提供することがあります。他社製品の製造業者やサプライヤー、サービス・プロバイダーなどが独自に保証をお客様に提供する場合もあります。

# 7 一般条項

7.1 売主は、ハードウェア「製品」を構成する部品の供給状況により、お客様への事前通知なしに、それらを変更する場合がありますが、 それは、新たに使用される部品の機能が旧部品と同等以上である場合に限り行われます。かかる変更によりお客様に追加の費用が発生 することはなく、また、当該ハードウェア「製品」に付されている「SIMVR SUPPRT」に影響を与えるものではありません。

- 7.2 お客様が、売主の再販業者(リセラー)と競合する形で、割引価格で提供を受けた「製品」ならびに「サービス」を再販した場合、売主は、合法行為として認められている場合に限り、本規約を終了することができます。
- 7.3 両当事者間で交換されるすべての情報は非機密扱いとなります。当事者のいずれかが機密情報の交換を要求する場合には、かかる機密情報の交換は、両当事者間で別途機密保持契約書を締結したうえで行われるものとします。
- 7.4 売主ならびにその関連会社は、事業を展開する国々において、お客様の連絡先情報やビジネス関連情報(担当者の氏名、電話番号、電子メールアドレスを含む)を保管、使用、あるいは処理することがあります。かかる情報は、お客様との取引に関連する目的において処理され使用されるものとし、また、この目的のために必要な範囲で売主の請負業者が使用したり、売主の「製品」や「サービス」の販売促進、マーケティング、サポートを行う売主の再販業者に提供される場合があります。売主はまた、法律により要請された場合にはかかる情報を開示する場合があります。
- 7.5 売主の債務不履行または他の契約上の責任を理由に、売主から損害賠償を受ける権利がお客様に発生する場合があります。そのような事態においては、損害賠償の根拠(契約違反、過失、不実表示、他の契約もしくは不法行為に基づく請求を含む)が何であれ、売主の賠償責任を免責もしくは制限することに対する法律上の制限がある場合はその中で許される限りにおいて、売主の賠償責任は、かかる損害賠償請求の対象となった「製品」もしくは「サービス」に対してお客様が支払われた代金総額を上限とし、お客様が実際に被った直接の損害額を超えない金銭賠償に限られるものとします。かかる賠償責任の制限は、売主が法的に責任を負う身体傷害(死亡を含む)や不動産ならびに有形動産への損害に対する賠償責任には適用されません。かかる賠償責任の制限はまた、売主の請負業者、サプライヤー、ソフトウェア「製品」開発業者のすべてに対しても適用されます。上記の上限額は、売主および売主の請負業者、サプライヤー、ソフトウェア「製品」開発業者ででが共同で負う責任の合計限度となります。
- 7.6 以下に挙げるものについては、その発生可能性について認識していたか否かに関わらず、またかかる事象が契約、不法行為(過失を含む)、もしくはそれ以外の事由を原因として発生したかどうかに関わらず、売主のみならず、売主の請負業者、サプライヤー、もしくはソフトウェア「製品」開発業者のいずれも、一切の賠償責任を負わないものとします:1) 第三者からの賠償請求、2) データの喪失もしくは損傷、3) 特別損害、付随的損害、間接的損害、その他あらゆる経済的結果損害、4) 利益や事業、収入、信用、あるいは期待されていた節約の逸失。一部の国や地域では、付随的損害や結果損害の除外もしくは制限を認めない地域があります。したがって、上記の責任の除外もしくは制限条項がお客様に該当しない場合もあります。
- 7.7 売主が本規約に従い提供した「製品」が第三者の特許もしくは著作権を侵害していると第三者より申し立てを受けた場合、売主は自己の費用負担にてかかる申し立てに対してお客様を防御するとともに、裁判所が最終的に認める費用、損害賠償、弁護士費用を支払うものとします。但し、お客様が以下の条件を満たした場合に限ります。
- 1) すみやかに売主に書面にて当該申し立てについて通知し、2) 売主が防御ならびに関連和解交渉をコントロールすることを認めるとともに、売主に協力する。このような申し立てが提起された場合、あるいはなされる可能性がある場合には、お客様は、お客様による「製品」の使用継続、もしくは当該「製品」の改変、さもなければ少なくとも機能的に同等な製品との交換を行う権限を売主に与えることに合意するものとします。売主が、これらの代替措置のどれも合理的に行うことができないと判断した場合には、お客様は、売主からの書面要請を受け取り次第、当該「製品」を売主に返却することに合意するものとします。売主は、当該「製品」の支払済代金額を返金(または次回請求時に相殺)するものとします。売主は、以下に挙げる事由による申し立てに関しては、一切の責任を負いません:(i) お客様が用意し、「製品」に組み込んだり「製品」と組み合わせて使ったもの、(ii) お客様による「製品」の変更、(iii) お客様による仕様もしくは要件に売主が準拠したことに起因するもの、(iv) 売主の「製品」との組み合わせではなく、第三者の「製品」単体で使用した際に発生する侵害。

7.8 いずれの当事者も、他方の書面による事前の同意なしに、全体であれ一部であれ、本規約に含まれる権利や義務を譲渡することはできないものとします。いかなる譲渡の試みも無効となります。但し、当事者のいずれも、かかる同意を非合理的に留保することはできないものとします。各当事者のそれぞれが所属する事業組織体内部での、あるいは合併・買収により誕生した後継組織体に対しての、本規約の譲渡の場合は、全体であれ一部であれ、他方の当事者の同意を必要としないものとします。売主はまた、お客様の同意を得ずに、本規約に基づきお客様から支払いを受ける権利を譲渡することが認められているものとします。

7.9 いずれかの当事者のすべてまたは相当部分の資産、債権、または事業に変化があり、当該当事者による本規約上の義務の履行が事 実上困難または不可能な状態に至った場合、他方の当事者は事前通知により本規約に基づく契約を終了することができます。

7.10 いずれの当事者も、現在および将来にわたり自己が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」とします)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉信用を毀損し若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、および自己の主要な出資者又は役職員が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証するものとします。お客様が本項の規定に違反していることが判明した場合、売主はお客様に通知するとともに、本規約に基づく契約を終了することができます。

7.11 本規約に基づく契約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。お客様と売主との間での紛争が 生じた場合、訴額に応じ大阪地方裁判所又を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

規約作成日:2020/02/19

以上